証券コード　3963
2024年６月７日
（電子提供措置の開始日2024年６月３日）

株主各位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
株式会社シンクロ・フード
代表取締役社長　藤　代　真　一

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.synchro-food.co.jp/ir/library/meeting

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月24日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　2024年６月25日（火曜日）午前10時（開場　午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号　渋谷東口ビル11階
（TKPガーデンシティ渋谷　ホール11Ａ）

3．目的事項

報告事項　1．第21期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第21期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

以上

～～～

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2024年６月24日(月曜日)
午後６時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2024年６月24日(月曜日)
午午後６時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2024年６月24日(月曜日)
午後６時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時 **2024年６月25日（火曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、パソコンやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

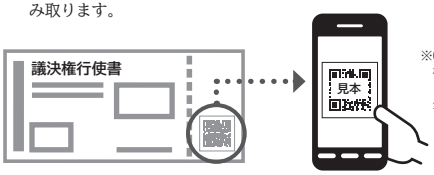
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

0120-652-031（9:00～21:00）

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

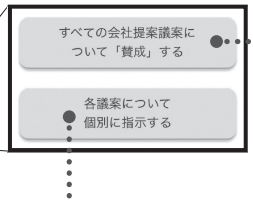


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

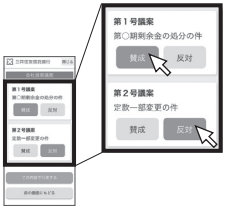
② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は２つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了！

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによるご行使

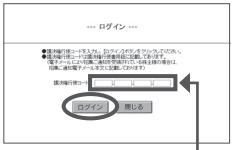
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net



「次へすすむ」をクリック

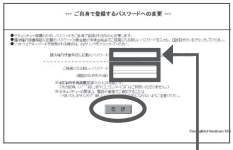
② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力し、新しいパスワードを登録する。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第21期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円
　　総額268,042,670円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2024年６月26日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	藤代真一（ふじしろしんいち） (1973年７月５日)	1999年６月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 2003年４月 当社設立　代表取締役 2015年４月 当社代表取締役 兼 執行役員社長 2019年５月 当社代表取締役 兼 執行役員社長 兼 事業部長(現任)	9,075,000株
2	中川二博（なかがわつぐひろ） (1960年４月８日)	1984年４月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2006年４月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)執行役員 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ執行役員 2016年４月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ顧問 2017年６月 当社社外取締役 プレミアグループ株式会社社外取締役(現任) 2019年６月 当社取締役(現任)	92,300株
3	森田勝樹（もりたまさき） (1977年３月30日)	1999年５月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入社 2003年４月 当社社外取締役 2015年４月 当社取締役 兼 執行役員管理部長(現任)	221,400株
4	大久保俊（おおくぼしゅん） (1982年９月29日)	2005年４月 株式会社ミツカングループ本社(現Mizkan Holdings株式会社)入社 2008年４月 当社入社 2015年４月 当社執行役員開発部長 2018年６月 当社取締役 兼 執行役員開発部長(現任)	159,700株
5	松崎良太（まつざきりょうた） (1968年11月14日)	1991年４月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 2000年２月 楽天株式会社入社 2011年２月 サードギア株式会社設立 代表取締役(現任) 2011年11月 株式会社クラウドワークス社外取締役 2013年２月 きびだんご株式会社設立 代表取締役(現任) 2016年１月 当社社外取締役(現任) 2019年１月 株式会社ユーザーローカル社外取締役(現任)	36,400株

6	永井美保子 (1966年２月３日)	1988年４月 株式会社資生堂入社 1998年10月 同社ビューティーサイエンス研究所 2015年４月 同社コーポレートコミュニケーション本部長 2019年７月 一般社団法人日本ユマニチュード学会理事兼事務局長(現任) 2019年12月 株式会社マミーマート社外取締役(現任) 2022年６月 当社社外取締役(現任) 2024年３月 株式会社ブロードリーフ社外監査役(現任)	1,600株

(注) １．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．藤代真一氏は、同氏の資産管理会社と合わせて、当社株式を有しており、当社の親会社等に該当します。
３．松崎良太氏及び永井美保子氏は社外取締役候補者であります。
当社は、松崎良太氏及び永井美保子氏を、上場証券取引所の定める独立役員に指定しております。両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
４．松崎良太氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な知識を有するとともに、同氏の投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって８年５ヶ月となります。
５．永井美保子氏は、事業会社にてコーポレートコミュニケーション部門の責任者を務めるなど、広報・IRに関する豊富な経験・実績・見識を有しております。広報・IRの経験をベースに、客観的かつ公正な立場で経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は本株主総会終結の時をもって２年となります。
６．当社は中川二博氏、松崎良太氏及び永井美保子氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
７．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年10月に当該保険契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役３名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位	所有する当社の株式数
1	牧野隆一（まきのりゅういち） (1957年９月６日)	1980年４月 朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 2006年６月 同社代表社員 2019年７月 牧野隆一公認会計士事務所所長(現任) 2020年６月 当社社外監査役(現任) 2020年６月 沖電気工業株式会社社外監査役(現任)	－株
2	井上康知（いのうえやすとも） (1960年７月14日)	1999年４月 高橋綜合法律事務所入所 2011年４月 長濱・水野・井上法律事務所設立 同事務所代表社員(現任) 2015年９月 当社社外監査役(現任) 2021年６月 科研製薬株式会社社外取締役(現任)	－株
3	中山寿英（なかやまとしひで） (1969年２月７日)	1991年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年４月 日本証券業協会出向 2000年１月 ＰｗＣコンサルティング株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2002年９月 Ernst&Young Malaysia入社 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2009年１月 株式会社みなとグローバル設立 代表取締役(現任) 2010年２月 中山寿英会計事務所設立 所長(現任) 2013年６月 株式会社エスクリ監査役 2015年６月 ファイブスター投信投資顧問株式会社監査役(現任) 2015年７月 かっこ株式会社取締役(監査等委員)(現任) 2016年１月 当社社外監査役(現任) 2021年５月 バリュークリエーション株式会社社外取締役(現任)	3,000株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．牧野隆一氏、井上康知氏及び中山寿英氏は社外監査役候補者であります。
当社は、牧野隆一氏、井上康知氏及び中山寿英氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。牧野隆一氏、井上康知氏及び中山寿英氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

３．牧野隆一氏は、公認会計士としての長年の経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、引き続き社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は本株主総会終結の時をもって４年となります。

４．井上康知氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、引き続き社外監査役候補者とするものであ

ります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は本株主総会終結の時をもって８年９ヶ月となります。

５．中山寿英氏は、公認会計士・税理士としての長年の経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、引き続き社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は本株主総会終結の時をもって８年５ヶ月となります。

６．当社は牧野隆一氏、井上康知氏及び中山寿英氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

７．当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年10月に当該保険契約を継続する予定であります。

以上

［ご参考］株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役及び各監査役に特に期待する分野は以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における議案が原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

区分	氏名	当社が期待するスキル・知見						
		企業経営	営業・マーケティング	テクノロジー	投資・市場	リスクマネジメント・法務	財務・会計	ESG
取締役	藤代真一	●	●	●				
	中川二博	●	●					●
	森田勝樹	●			●		●	
	大久保俊	●		●				●
	松崎良太	●		●	●			
	永井美保子				●	●		●
監査役	牧野隆一						●	●
	井上康知					●		●
	中山寿英	●			●		●	

（注）各氏が有するスキルや知見のうち主なもの最大３項目を示しております。

事 業 報 告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 業績の概要

当連結会計年度(2023年４月１日から2024年３月31日まで)における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等、経済活動の正常化が一段と進んだ一方で、資源価格の高騰や物価上昇に加え、金融資本市場の変動や地政学リスク等の影響に十分注意する必要があり、先行きが不透明な状況が続いております。

このような事業環境のもと、「多様な飲食体験から生まれるしあわせを、日本中に、そして世界へと広げる。」をビジョンとして、新中期経営計画の着実な実行と、非連続成長に向けた取組みの推進、の２点を経営方針に掲げ、事業を推進してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は3,602,635千円(前年同期比22.9％増)、営業利益は1,038,628千円(同18.5％増)、経常利益は1,036,572千円(同18.0％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は704,948千円(同12.2％増)となりました。

サービス別の売上高の内訳は、運営サービス2,913,581千円(同26.3％増)、出退店サービス439,836千円(同2.6％増)、その他サービス249,217千円(同27.8％増)であります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(メディアプラットフォーム事業)

当事業は、「飲食店ドットコム」をはじめとした飲食店向けのサービス、及び「飲食店ドットコム」に対してサービス提供する不動産事業者や食材仕入事業者等の関連事業者向けのサービスによって構成されております。

「飲食店ドットコム」においては、出店開業、改装、業態変更等の動きが引き続き堅調に推移したことで、2024年３月末時点における登録ユーザー数が292,301件(前年同期比10.5％増)と順調に増加しております。求人広告においては、飲食業界の人材採用の活発な動きは継続しており、直販・代理店ともに積極的な営業活動を行ったことにより、売上高が伸長しました。重要な経営指標である有料ユーザー数(注１)については、求人広告ユーザーは増加したものの、厨房備品購入ユーザーの減少の影響が大きく、12,592件(同2.3％減)となりました。

また、「飲食店ドットコム」に対してサービス提供する不動産事業者や内装事業

者等の関連事業者については、4,973社(同3.2%増)と増加しております(注２)。
以上の結果、メディアプラットフォーム事業の売上高は3,406,302千円(同24.8%増)、セグメント利益は1,045,110千円(同26.9%増)となりました。

(M&A仲介事業)
当事業は、飲食店の事業譲渡や株式譲渡等のM&A仲介、及び飲食店が設備等を残置したまま退去する居抜き譲渡のサポートサービスによって構成されております。
M&A仲介、居抜き譲渡ともに、案件化数は高水準を維持しておりますが、M&A仲介においては成約時期の遅れにより売上高は想定を下回って推移しました。
以上の結果、M&A仲介事業の売上高は196,333千円(同2.4%減)、セグメント損失は7,763千円(前年同期は51,599千円のセグメント利益)となりました。

(注) １．2024年３月31日時点において、「飲食店ドットコム店舗物件探し」「求人飲食店ドットコム」「飲食店ドットコム厨房備品購入」「PlaceOrders」の有料サービスを利用したユーザーアカウント数を記載しております。
２．2024年３月31日時点において、不動産事業者、内装事業者、食材仕入事業者として登録している事業者数を記載しております。(内装建築.com及び農業ジョブに登録している事業者数は除く)

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当社は、2023年４月にシェルフィー株式会社より内装建築マッチング事業、2024年１月に株式会社Life Labより農林水産業専門の人材マッチング事業を譲り受けております。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題
当社グループの経営の基本方針（ビジョン）は、「多様な飲食体験から生まれるしあわせを、日本中に、そして世界へと広げる。」としております。飲食業の課題に真剣に向き合い、事業を通して持続可能な世の中を作るため、以下の通りの取組を行ってまいります。

① 知名度の向上
当社グループが運営するサイトである「飲食店ドットコム」は、ユーザー及びユーザーへサービス提供を行う不動産事業者や内装事業者からの認知度は徐々に高まってきております。しかしながら事業の更なる成長を実現するためには、より多くのユーザーや、これから飲食店の開業を目指す潜在層、幅広い事業者層を獲得する必要があります。当社グループでは、飲食店ドットコム全体のリブランディングに加え、引き続き、サイト内のコンテンツ拡充や機能充実に留まらず、オウンドメディアの積極展開及びWebマーケティングに投資することにより、より幅広い層のユーザーや事業者の獲得を目指してまいります。

② 新技術への対応
当社グループは、インターネット技術をもとにしたプラットフォーム企業であり、当社グループの属するインターネット業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下、インターネット上のサービスや機能に限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々なテクノロジーに適時に対応するとともに、このテクノロジーを積極的に取り入れ、新しいサービスを開発することで、事業の継続的拡大を目指してまいります。

③ システムの安定稼働と強化
当社グループは、インターネット上にて様々なサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、アクセス数及び会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取組んでまいります。

④ 経営管理体制と内部管理体制の強化
当社グループは、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化が

必要であると考えております。また、組織が健全かつ効率的に運営されるように、当社グループでは多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化を図ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 2021年３月期	第19期 2022年３月期	第20期 2023年３月期	第21期 (当連結会計年度) 2024年３月期
売　　上　　高	1,188,620千円	1,958,338千円	2,930,204千円	3,602,635千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△177,790千円	339,691千円	628,358千円	704,948千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△6.69円	12.77円	23.56円	26.39円
総　　資　　産	2,731,856千円	3,403,018千円	4,274,888千円	5,070,717千円
純　　資　　産	2,505,194千円	2,871,237千円	3,534,820千円	4,292,129千円
１株当たり純資産	94.39円	107.90円	132.39円	160.11円

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 2021年３月期	第19期 2022年３月期	第20期 2023年３月期	第21期 (当事業年度) 2024年３月期
売　　上　　高	1,072,254千円	1,832,184千円	2,771,489千円	3,448,101千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△180,739千円	341,155千円	603,878千円	702,423千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	△6.80円	12.83円	22.64円	26.30円
総　　資　　産	2,691,224千円	3,369,753千円	4,211,431千円	5,008,425千円
純　　資　　産	2,490,813千円	2,858,320千円	3,497,424千円	4,252,207千円
１株当たり純資産	93.84円	107.41円	130.99円	158.62円

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
株式会社ウィット	7,500千円	100.0%	飲食業界に特化したM&A仲介事業

(5) 主要な事業内容(2024年３月31日現在)

当社グループは、ユーザー(飲食店出店予定者・運営者・退店予定者)と、飲食店に関わる各事業者等を繋ぐ「飲食店ドットコム」を中心として、飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズにおいてWebサイトを運営し、飲食業支援のトータルサービスをプラットフォーム上で展開する、メディアプラットフォーム事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所(2024年３月31日現在)

区　　分	名　　称	所　在　地
当社	本社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号
	HRサービス本部	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
	大阪支社	大阪府大阪市北区梅田三丁目４番５号
	名古屋支社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目12番12号
	福岡支社	福岡県福岡市中央区天神四丁目８番２号
	札幌支社	北海道札幌市中央区南３条東二丁目１番
	横浜営業所	神奈川県横浜市中央区常磐町三丁目30番１号
子会社	株式会社ウィット	東京都渋谷区恵比寿南一丁目７番８号

(7) 従業員の状況(2024年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事　業　区　分	従業員数(名)
メディアプラットフォーム事業	171
M&A仲介事業	16
合　　計	187

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172名	23名増	32.8歳	4.47年

（注） 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先(2024年３月31日現在)
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2024年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　86,400,000株
(2) 発行済株式の総数　　27,003,000株(自己株式198,733株を含む)
(3) 株　　主　　数　　3,180 名
(4) 大株主(上位10名)

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
藤代　真一	9,075,000 株	33.85 %
エイトクラウズ株式会社	2,700,000 株	10.07 %
大須賀　康人	1,272,800 株	4.74 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,232,400 株	4.59 %
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	858,400 株	3.20 %
木下　圭一郎	802,000 株	2.99 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	766,400 株	2.85 %
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	643,100 株	2.39 %
柳澤　安慶	640,000 株	2.38 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	629,300 株	2.34 %

(注)　持株比率は自己株式(198,733株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2017年５月９日
新株予約権の数		486個
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数		145,800株 (注)１
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり133,800円 (１株当たり446円) (注)１
権利行使期間		2019年７月１日から 2024年５月23日まで
行使の条件		(注)２、３、４、５、６、７
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 382個 目的となる株式数 114,600株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 7個 目的となる株式数 2,100株 保有者数 1名

(注)１．当社は、2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権者は、当社の2019年３月期又は2020年３月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月１日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社グループの有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

３．新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の３分の１について行使することができる。

(b)権利行使開始日から１年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の３分の２について行使することができる。

(c)権利行使開始日から２年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

(d)上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

４．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

５．新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

６．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

７．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2024年３月31日現在)

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
藤代　真一	代表取締役 執行役員社長	事業部長 指名報酬委員会委員長
中川　二博	取　締　役	プレミアグループ株式会社　社外取締役
森田　勝樹	取　締　役 執行役員	管理部長
大久保　俊	取　締　役 執行役員	開発部長
松崎　良太	取　締　役	指名報酬委員会委員 きびだんご株式会社　代表取締役 サードギア株式会社　代表取締役 株式会社ユーザーローカル　社外取締役
永井　美保子	取　締　役	指名報酬委員会委員 一般社団法人日本ユマニチュード学会　理事兼事務局長 株式会社マミーマート　社外取締役 株式会社ブロードリーフ　社外監査役
牧野　隆一	常勤監査役	牧野隆一公認会計士事務所　所長 沖電気工業株式会社　社外監査役
井上　康知	監　査　役	長濱・水野・井上法律事務所　代表社員 科研製薬株式会社　社外取締役
中山　寿英	監　査　役	株式会社みなとグローバル　代表取締役 中山寿英会計事務所　所長 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 かっこ株式会社　取締役(監査等委員) バリュークリエーション株式会社　社外取締役

(注) 1．取締役松崎良太氏は社外取締役であり、事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を有しております。

2．取締役永井美保子氏は社外取締役であり、事業会社における豊富な広報・IR関する経験・実績・見識を有しております。

3．監査役牧野隆一氏は社外監査役であり、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

5．監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．当社は、取締役松崎良太氏、取締役永井美保子氏、監査役牧野隆一氏、監査役井上康知氏及び監査役中山寿英氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役である中川二博氏、社外取締役及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、1,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年２月15日開催の取締役会にて決議された方針に基づき役員報酬を決定しております。また、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役２名を含む３名の取締役で構成される、指名報酬委員会を設置し、本委員会の答申内容を踏まえ、取締役の個別報酬の内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬の内容が、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

② 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬によって構成されております。取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、またその割合、報酬を与える時期又は条件の決定については、定期的に外部の客観的・評価情報等を活用しながら、役位や職務価値を勘案し、妥当な水準を設定することを取締役会で決議することを基本方針としております。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定することを基本方針としております。

なお、非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与を目的として、取締役(社外取締役を除く)に対して、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た報酬上限限度枠の範囲内において、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位や職務価値を勘案して決定するものとしております。

当該非金銭報酬の内容は、以下のとおりです。

株式の種類	譲渡制限付株式
制度の概要	当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。 本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内といたします。 各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。 本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

③ 会社役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

2003年４月25日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額は年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役の金銭報酬の額は年額20百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は３名、監査役の員数は１名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年６月24日開催の定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対して年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)を限度とする譲渡制限付株式報酬の導入が決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名(社外取締役を除く)であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役 兼 執行役員社長 兼 事業部長 藤代真一が、指名報酬委員会における審議を受け、個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。なお、当事業年度の指名報酬委員会は１回開催され、取締役の個人別報酬等の妥当性等について審議し、取締役会に答申しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬、またその割合、報酬を与える時期又は条件の決定であります。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役は、創業者であり当社グループの経営状況等を最も熟知していることから、総合的に取締役の報酬の額を決定できると

判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2名）	101,274千円 （7,950千円）	93,000千円 （7,950千円）	8,274千円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	12,480千円 （12,480千円）	12,480千円 （12,480千円）	－ （－）
合計 （うち社外役員）	9名 （5名）	113,754千円 （20,430千円）	105,480千円 （20,430千円）	8,274千円 （－）

（注）上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役 （報酬委員）	松崎　良太	きびだんご株式会社	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		サードギア株式会社	代表取締役	
		株式会社ユーザーローカル	社外取締役	
取締役 （報酬委員）	永井　美保子	一般社団法人日本ユマニチュード学会	理事兼事務局長	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		株式会社マミーマート	社外取締役	
		株式会社ブロードリーフ	社外監査役	
監査役	牧野　隆一	牧野隆一公認会計士事務所	所長	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		沖電気工業株式会社	社外監査役	
監査役	井上　康知	長濱・水野・井上法律事務所	代表社員	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		科研製薬株式会社	社外取締役	

監査役	中山　寿英	株式会社みなとグローバル	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。
		中山寿英会計事務所	所長	
		ファイブスター投信投資顧問株式会社	監査役	
		かっこ株式会社	取締役(監査等委員)	
		バリュークリエーション株式会社	社外取締役	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (報酬委員)	松崎　良太	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏における投資経験や事業会社における経営経験に基づき、経営体制に関する助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (報酬委員)	永井　美保子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、同氏における事業会社における経営経験に基づき、広告・IRに関する助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	牧野　隆一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての豊富な経験から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、会計監査人と定期的な会合や意見交換を通じ緊密な連携を保つとともに当社の内部監査等について、必要な発言を適宜行っております。
監査役	井上　康知	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、会計監査人と定期的な会合や意見交換を通じ緊密な連携を保つとともに当社の内部監査等について、必要な発言を適宜行っております。

監査役	中山　寿英	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士・税理士としての豊富な経験から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを行っております。また、監査役会において、会計監査人と定期的な会合や意見交換を通じ緊密な連携を保つとともに当社の内部監査等について、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,950千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,950千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、サステナビリティの取組、及びリスクマネジメントの取組に係る助言業務についての対価を支払っております。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

ロ．コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

ニ．取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

ホ．内部監査業務を担当する内部監査人を代表取締役が指名し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

ヘ．事業毎に必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

ト．金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

チ．企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

リ．顧問弁護士を外部相談窓口とする内部通報制度を設け、他の社員の法律違反行為等を知った時は、速やかに相談窓口に通報する旨を明記し、適正な通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

ロ．機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

ハ．情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。

ロ．不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ハ．リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

ロ．執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

ハ．社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び子会社は、グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

ロ．当社子会社の取締役等は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項に関する当社の事前承認を取得するとともに、その他の重要な情報については、当社への報告を遅滞なく実行する。

ハ．グループ全体の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制、損失の危険の管理体制及びリスク管理体制に関する基本方針を定める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．当社の内部監査人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。

ロ．監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。

ロ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ハ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。

ロ．監査役、会計監査人及び内部監査人は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

ハ．代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

ニ．監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。

ロ．当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的にモニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

⑫ 反社会的勢力への対応

イ．関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。

ロ．反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会議事録等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、リスクコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

～～～

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**4,411,183**	**流動負債**	**746,629**
現金及び預金	4,194,297	買掛金	28,324
売掛金	171,524	未払金	82,060
前払費用	39,842	未払費用	59,578
未収還付法人税等	1,932	未払法人税等	216,811
その他	11,858	未払消費税等	32,051
貸倒引当金	△8,272	契約負債	309,349
固定資産	**659,534**	預り金	18,453
有形固定資産	**67,951**	**固定負債**	**31,958**
建物	54,832	資産除去債務	31,958
工具、器具及び備品	13,119	**負債の部合計**	**778,587**
無形固定資産	**330,926**	**純資産の部**	
のれん	239,288	**株主資本**	**4,290,263**
顧客関連資産	68,982	資本金	535,051
ソフトウェア	22,655	資本剰余金	523,665
投資その他の資産	**260,656**	利益剰余金	3,339,777
投資有価証券	15,141	自己株式	△108,230
出資金	300	**その他の包括利益累計額**	**1,379**
敷金及び保証金	106,470	**その他有価証券評価差額金**	**1,379**
繰延税金資産	127,206	**新株予約権**	**486**
その他	11,538	**純資産の部合計**	**4,292,129**
資産の部合計	**5,070,717**	**負債・純資産の部合計**	**5,070,717**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2023年４月１日から2024年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		3,602,635
売上原価		580,159
売上総利益		3,022,476
販売費及び一般管理費		1,983,848
営業利益		1,038,628
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	6	44
営業外費用		
寄付金	1,000	
和解金	900	
為替差損	201	2,101
経常利益		1,036,572
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
税金等調整前当期純利益		1,036,580
法人税、住民税及び事業税	320,700	
法人税等調整額	10,930	
法人税等合計		331,631
当期純利益		704,948
親会社株主に帰属する当期純利益		704,948

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	510,517	498,517	2,634,828	△109,900	3,533,962
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	24,533	24,533			49,067
親会社株主に帰属する当期純利益			704,948		704,948
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		614		1,685	2,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	24,533	25,147	704,948	1,670	756,300
当期末残高	535,051	523,665	3,339,777	△108,230	4,290,263

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	－	858	3,534,820
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				49,067
親会社株主に帰属する当期純利益				704,948
自己株式の取得				△15
自己株式の処分				2,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,379	1,379	△372	1,007
当期変動額合計	1,379	1,379	△372	757,308
当期末残高	1,379	1,379	486	4,292,129

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社ウィット

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～15年

工具、器具及び備品　　２～15年

・無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間(３年)に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(６年)に基づく定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間(６年)において均等償却しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約から生じる収益について、以下の５ステップアプローチに基づき、

顧客への財やサービスの移転との交換で見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループにおける各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。
１．広告及び関連サービス
主に求人広告の掲載及び店舗物件情報の掲載、並びに広告掲載の効果を高めるサ―ビスによる収入であります。
求人広告の掲載及び店舗物件情報の掲載等のサービスは、広告掲載期間に応じて履行義務が充足されることから、広告掲載期間に応じて収益を認識することとしております。また、広告掲載の効果を高めるサ―ビスのうち企業広告ページを上位に表示するサービス等は、上位に表示された時点で履行義務が充足されることから、表示時点で収益を認識することとしております。

２．マーケティング
主に飲食店に関するインターネット調査並びに「飲食店ドットコム」会員向けのメール配信サービスによる収入であります。
インターネット調査については、調査完了時点において履行義務が充足されることから、調査報告実施時点において収益を認識することとしております。「飲食店ドットコム」会員に対するメール配信サービスについては、メール配信時において履行義務が充足されることから、メール配信時点において収益を認識することとしております。

３．成功報酬
主に「飲食店ドットコム」におけるマッチングサービス、キッチンカーシェア・マッチング事業における出店料収入並びに子会社におけるM&A仲介事業であります。
マッチングサービスは、顧客へのマッチング時点において履行義務が充足されることから、マッチング時点で収益を認識することとしております。出店料収入はキッチンカー出店完了時点において履行義務が充足されることから、出店完了時点で収益を認識することとしております。M&A仲介事業は事業譲渡又は株式譲渡の完了時点において履行義務が充足されることから、事業譲渡完了時点又は株式譲渡完了時点で収益を認識することとしております。

４．その他
主に求職者に対するメール配信サービス、月額課金サービスによる収入であります。
求職者に対するメール配信サ―ビスは、メール配信時点において履行義務が充足されることから、メール配信時において収益を認識することとしております。月額課金サービスは、利用期間

において顧客へのプラットフォームサービスの提供を行うことを履行義務として識別し、月額利用料を各月の収益として計上しております。

収益は、値引額を差し引いた純額で測定しています。また、当社グループのサービスは、1年を超える重要な取引はなく、当該履行義務に関する対価は、顧客の選択した決済手段に従って、1年以内のうちに受領しています。なお、これらの収益には重大な変動対価の見積もり及び重大な金融要素は含まれておりません。

2．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した売上高及び収益の認識時期に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

（単位：千円）

財又はサービスの種類別の売上	金額
広告及び関連サービス	2,622,388
マーケティング	74,021
成功報酬	383,827
その他	522,397
顧客との契約から生じる収益	3,602,635
収益の認識時期	
一時点で移転される財又はサービス	1,603,709
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,998,926
顧客との契約から生じる収益	3,602,635

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

顧客との契約により生じる債権	171,524　千円
契約負債	309,349　千円

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。

②残存する履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

・のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (千円)
のれん	239,288

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんの減損の兆候について、事業譲受時の事業計画と実績の比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、のれんの算定の基礎となる事業計画の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、実際の業績が見積りと異なる場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　27,136千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

①発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,893,800	109,200	－	27,003,000

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　109,200株

②自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	201,807	21	3,095	198,733

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取による増加　21株

譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少　3,095株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月25日定時株主総会	普通株式	268,042	10	2024年３月31日	2024年６月26日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　145,800株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を原則として自己資金で賄っており、資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金並びにその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部及び管理部が取引先の状況を定期的にモニタニングし、取引相手ごとに期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に投資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2024年３月31日)

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	106,470	104,174	△2,295
資産計	106,470	104,174	△2,295

(注)市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（投資有価証券）	15,141

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
敷金及び保証金	424	99,000	7,045	－
資産計	424	99,000	7,045	－

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はございません。

② 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	104,174	－	104,174
資産計	－	104,174	－	104,174

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　160円11銭

１株当たり当期純利益　26円39銭

８．企業結合等に関する注記

（事業の譲受）

１．企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称　　シェルフィー株式会社

事業内容　　内装建築マッチング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、内装マッチング領域において、2005年３月より「店舗デザイン.COM」を運営しておりますが、施主は個人事業主や小規模法人が中心となっている一方で、「内装建築.com」は大規模な法人顧客が中心となっております。また、案件規模についても「店舗デザイン.COM」では1,000万円未満の案件が多い状況に対して、「内装建築.com」では1,000万円以上の案件が約半分を占めており、これら２つのプラットフォームは、顧客基盤の重なりが少なく、案件セグメントが全く異なっている状況です。したがって、当社が両プラットフォームを運営することにより、相互送客による売上拡大や、プラットフォーム全体としての案件獲得効率が大きく高まることが期待されます。

(3) 企業結合日

2023年４月20日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合後の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、シェルフィー株式会社より事業を譲受けたためであります。

２．連結計算書類に含まれる被取得事業の業績の期間

2023年４月20日から2024年３月31日

３．取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価　　328,000千円

取得の対価　　現金及び預金

４．取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー報酬等　3,700千円

５．発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

172,570千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

(3) 償却方法及び償却期間

均等償却　６年

６．企業結合日に受け入れた資産、負債の金額並びにその主な内訳

流動資産	5,904	千円
固定資産	184,287	〃
資産合計	190,192	〃
流動負債	9,416	〃
固定負債	25,346	〃
負債合計	34,762	〃

７．のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに償却期間

顧客関連資産　82,778千円　償却期間　６年

８．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(事業の譲受)

１．企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称　　株式会社Life Lab

事業内容　　農林水産業専門人材マッチング事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、これまで「食」領域の中でも飲食業界に特化してサービスを提供し、成長してまいりましたが、 2022年に策定したビジョン“多様な飲食体験から生まれるしあわせを、日本中に、そして世界へと広げる”の実現に向けて、「食」に関わる川上から川下まで、全てのバリューチェーンにおいて価値提供したいと考えております。既存事業における飲食店、卸・メーカーとの繋がりを足掛かりに、今後は生産者(農林水産 業界)との連携も強固にし、「食」のプラットフォーマーとしての更なる進化、「食」領域全体への貢献を目指すものであります。

(3) 企業結合日

2024年１月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合後の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式会社Life Labより事業を譲受けたためであります。

2．連結計算書類に含まれる被取得事業の業績の期間

2024年１月31日から2024年３月31日

3．取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価	135,000千円
取得の対価	現金及び預金

4．取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー報酬等　11,000千円

5．発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

91,644千円

なお、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

(3) 償却方法及び償却期間

均等償却　６年

6．企業結合日に受け入れた資産、負債の金額並びにその主な内訳

流動資産	2,010	千円
固定資産	65,165	〃
資産合計	67,175	〃
流動負債	23,819	〃
負債合計	23,819	〃

7．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**4,330,170**	**流動負債**	**724,259**
現金及び預金	4,114,373	買掛金	28,294
売掛金	171,127	未払金	81,232
前払費用	39,682	未払費用	46,589
その他	13,259	未払法人税等	216,811
貸倒引当金	△8,272	未払消費税等	30,457
固定資産	**678,254**	契約負債	306,143
有形固定資産	**67,951**	預り金	14,729
建物	54,832	**固定負債**	**31,958**
工具、器具及び備品	13,119	資産除去債務	31,958
無形固定資産	**323,272**	**負債の部合計**	**756,218**
のれん	231,634	**純資産の部**	
顧客関連資産	68,982	**株主資本**	**4,250,341**
ソフトウエア	22,655	**資本金**	**535,051**
投資その他の資産	**287,031**	**資本剰余金**	**523,665**
関係会社株式	30,917	資本準備金	523,051
投資有価証券	15,141	その他資本剰余金	614
出資金	300	自己株式処分差益	614
敷金及び保証金	106,470	**利益剰余金**	**3,299,855**
繰延税金資産	122,663	その他利益剰余金	3,299,855
その他	11,538	繰越利益剰余金	3,299,855
		自己株式	**△108,230**
		評価・換算差額等	**1,379**
		その他有価証券評価差額金	**1,379**
		新株予約権	**486**
		純資産の部合計	**4,252,207**
資産の部合計	**5,008,425**	**負債・純資産の部合計**	**5,008,425**

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年４月１日から2024年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		3,448,101
売上原価		600,063
売上総利益		2,848,038
販売費及び一般管理費		1,815,925
営業利益		1,032,112
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	6	
業務受託料	1,280	1,324
営業外費用		
寄付金	1,000	
為替差損	201	1,201
経常利益		1,032,236
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
税引前当期純利益		1,032,244
法人税、住民税及び事業税	319,764	
法人税等調整額	10,056	
法人税等合計		329,821
当期純利益		702,423

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	510,517	498,517	－	498,517	2,597,432	2,597,432
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	24,533	24,533		24,533		
当期純利益					702,423	702,423
自己株式の取得						
自己株式の処分			614	614		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	24,533	24,533	614	25,147	702,423	702,423
当期末残高	535,051	523,051	614	523,665	3,299,855	3,299,855

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△109,900	3,496,566	－	－	858	3,497,424
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		49,067				49,067
当期純利益		702,423				702,423
自己株式の取得	△15	△15				△15
自己株式の処分	1,685	2,299				2,299
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,379	1,379	△372	1,007
当期変動額合計	1,670	753,774	1,379	1,379	△372	754,782
当期末残高	△108,230	4,250,341	1,379	1,379	486	4,252,207

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・関係会社株式・・・移動平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	２～15年

・無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間(３年)に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(６年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間(６年)において均等償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益について、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社における各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

１．広告及び関連サービス

主に求人広告の掲載及び店舗物件情報の掲載、並びに広告掲載の効果を高めるサ―ビスによる収入であります。

求人広告の掲載及び店舗物件情報の掲載等のサービスは、広告掲載期間に応じて履行義務が充足されることから、広告掲載期間に応じて収益を認識することとしております。また、広告掲載の効果を高めるサ―ビスのうち企業広告ページを上位に表示するサービス等は、上位に表示された時点で履行義務が充足されることから、表示時点で収益を認識することとしております。

２．マーケティング

主に飲食店に関するインターネット調査並びに「飲食店ドットコム」会員向けのメール配信サービスによる収入であります。

インターネット調査については、調査完了時点において履行義務が充足されることから、調査報告実施時点において収益を認識することとしております。「飲食店ドットコム」会員に対するメール配信サービスについては、メール配信時において履行義務が充足されることから、メール配信時点において収益を認識することとしております。

３．成功報酬

主に「飲食店ドットコム」におけるマッチングサービス、キッチンカーシェア・マッチング事業における出店料収入並びに居抜き譲渡のサポートサービスであります。

マッチングサービスは、顧客へのマッチング時点において履行義務が充足されることから、マッチング時点で収益を認識することとしております。出店料収入はキッチンカー出店完了時点において履行義務が充足されることから、出店完了時点で収益を認識することとしております。居抜き譲渡のサポートサービスは居抜き譲渡の完了時点において履行義務が充足されることから、譲渡完了時点で収益を認識することとしております。

４．その他

主に求職者に対するメール配信サービス、月額課金サービスによる収入であります。

求職者に対するメール配信サ―ビスは、メール配信時点において履行義務が充足されることから、メール配信時において収益を認識することとしております。月額課金サービスは、利用期間において顧客へのプラットフォームサービスの提供を行うことを履行義務として識別し、月額利用料を各月の収益として計上しております。

収益は、値引額を差し引いた純額で測定しています。また、当社のサービスは、１年を超える重要な取引はなく、当該履行義務に関する対価は、顧客の選択した決済手段に従って、１年以内のうちに受領しています。なお、これらの収益には重大な変動対価の見積もり及び重大な金融要素は含まれておりません。

２．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

３．会計上の見積りに関する注記

・のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 （千円）
のれん	231,634

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、のれんの減損の兆候について、事業譲受時の事業計画と実績の比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、のれんの算定の基礎となる事業計画の将来計画に基づいて、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、実際の業績が見積りと異なる場合、減損処理が必要となる可能性があります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　27,136千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権　1,401千円

短期金銭債務　1,769千円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高　21,011千円

営業取引以外の取引による取引高　1,280千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,807	21	3,095	198,733

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取による増加　21株

譲渡制限付株式としての自己株式の処分による減少　3,095株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、貸倒引当金の否認、資産調整勘定等であります。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）関連当事者との取引

① 当社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ウィット	東京都渋谷区	7,500	飲食業界に特化したM&A仲介事業	(所有)直接100.0	業務受託及び出向者の受渡	事業所家賃等の立替額(注)1	7,201	立替金	1,283
							出向者給与の立替額(注)2	6,989		
							業務受託料(注)3	1,280	未収入金	117

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．子会社に対して事務所の一部を転貸しており、家主への賃料の使用見合い分を徴収しております。

2．出向給与については、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

3．価格その他の取引条件は、一般的な取引条件で行っております。

② 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称等又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大久保俊	（被所有）直接0.5	当社取締役	ストック・オプションの権利行使	12,042	－	－

（注）第２回新株予約権における当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　158円62銭

１株当たり当期純利益　26円30銭

１０．企業結合等に関する注記

連結注記表の「８．企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１１．連結配当規制に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

株式会社シンクロ・フード
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎　肇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山　拓

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンクロ・フード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月14日

株式会社シンクロ・フード
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉崎　肇
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山　拓

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンクロ・フードの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、他の監査役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月15日

株式会社シンクロ・フード 監査役会

常勤監査役
社外監査役　牧　野　隆　一　印

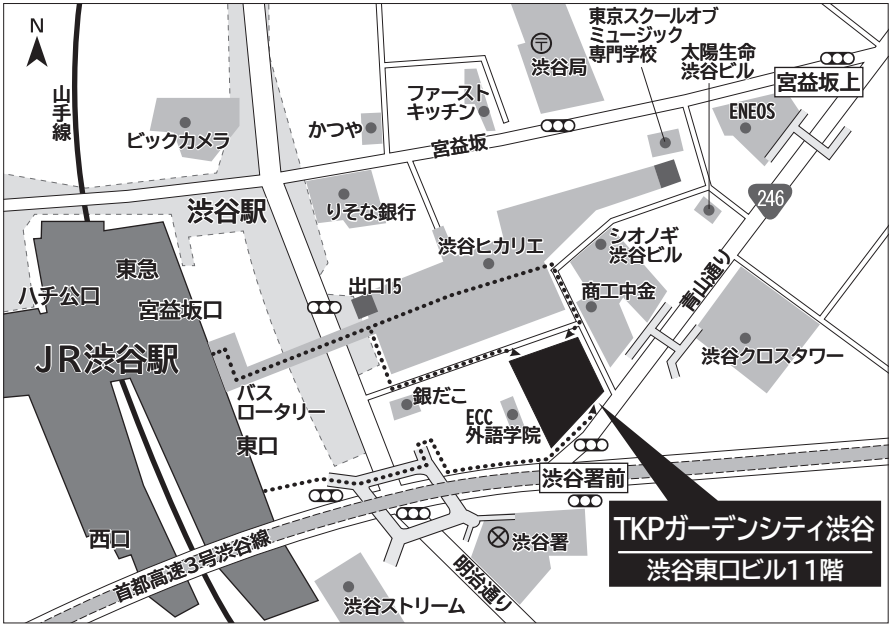
社外監査役　井　上　康　知　印

社外監査役　中　山　寿　英　印

以上

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
ホール11A（渋谷東口ビル11階）
電話番号　03-6418-1073



〔交　通〕

●ＪＲ山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩約３分

●東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩約２分

●東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩約３分

●京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩約６分